

指定都市市長会「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」等に係る提言・要請活動を実施しました

令和5年11月20日（月）に開催された第57回指定都市市長会議（全国20の指定都市市長で構成）における決定に基づき、**福田川崎市長**が、久元神戸市長（指定都市市長会 会長）とともに、特別市制度の創設などを柱とした「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言」等について、総務省を訪問して、提言・要請活動を実施しましたので、お知らせします。

1 実施時期 令和5年11月21日（火） 11時15分

2 提言・要請先 馬場 成志 総務副大臣

3 提言・要請事項

(1) 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

※ 福田川崎市長 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」担当市長

(2) 少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請

※ 川崎市提案事項



左から 久元 喜造 神戸市長、馬場 成志 総務副大臣、福田 紀彦 川崎市長

問合せ先

- ・大都市制度に関すること

川崎市総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当 小林

電話：044-200-2475

- ・少額随意契約に関すること

川崎市財政局資産管理部契約課 大塚

電話：044-200-2096

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役、さらには日本の成長のエンジン役など、指定都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市(通称「特別市」)」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市は、二重行政の完全な解消や、基礎自治体に権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正や圏域の発展、日本の国際競争力の強化に繋がるものであり、その効果を日本全体に広げること、持続可能な地域社会や多極分散型社会の実現など日本の成長のエンジン役を果たすことを可能にするものである。

しかしながら、大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市(仮称)」の検討には意義があるとされ、「さらに検討すべき課題」として具体的な事項までもが明記されているにもかかわらず、国における検討が全く進んでいない状況にある。さらに、当面の対応とされた道府県から指定都市への事務と税財源の移譲についても遅々として進められていない。こうした状況は、同調査会の軽視につながりかねないものである。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区がこれまで設置されていない要因や、指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、これを踏まえた課題の整理も必要である。

指定都市市長会では、これまで、「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、第30次地方制度調査会の答申で指摘された課題への対応（考え方）を含め、特別市の必要性や効果、法制化案等を取りまとめるとともに、特別市の法制化など多様な大都市制度実現に向けた機運醸成の取組等を進めている。

第33次地方制度調査会では、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議が行われてきているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においても、地方制度調査会における調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、指定都市市長会がこれまで繰り返し国等へ要請・提言をしている特別市の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方について、国が真摯に受け止め、十分な議論がなされることが不可欠である。

については、大都市制度の議論を加速させ、特別市の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

- 1 特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、諮問した国は自ら検討を進める必要がある。そのため、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市の法制化に向け議論の加速化を図ること。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議についても、運用状況の検証とこれを踏まえた課題等の整理を行うこと。

- 2 同答申から10年以上が経過していることを踏まえ、この間に顕在化した大都市地域に係る問題や我が国の社会経済、地域社会などの変容に的確に対応する観点から、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。

- 3 同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和5年11月21日
指定都市市長会

少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第167条の2第1項第1号別表第5に定める上限額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和57年度時点における上限額は250万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ395万円となることである（建設総合：75.9（1982年度）→120.0（2022年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成30年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示したが、その後見直しは行われていない。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されることによる契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

以上のような状況を鑑みて、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「基準額」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和5年11月21日
指定都市市長会